

新潟県災害福祉広域支援ネットワーク協議会  
災害福祉支援チーム員登録要領

(目的)

第1 この要領は、新潟県災害福祉広域支援ネットワーク協議会災害福祉支援チーム設置運営要領第3第2項に規定するチーム員の登録に関して必要な事項を定める。

(チーム員の登録)

第2 新潟県災害福祉広域支援ネットワーク協議会（以下「協議会」という。）は、災害福祉支援チームの構成員を次の表の左欄に掲げる登録区分によりチーム員として登録する。

登録区分	登録対象者
①事業者団体登録 チーム員	協議会を構成する事業者団体の会員施設・事業所等に勤務する者で、所属長の活動承認がある者
②職能団体登録 チーム員	協議会を構成する職能団体の会員（施設・事業所等に勤務する会員（事業者団体登録チーム員として登録する者を除く。）にあっては、所属長の活動承認がある者）
③任意登録 チーム員	事業者団体登録チーム員又は職能団体登録チーム員として登録する者以外の者で、チーム員の登録を希望する者（施設・事業所等に勤務する者にあつては、所属長の活動承認がある者）

2 協議会は、前項の規定によりチーム員を登録したときは、協議会の構成団体、施設・事業所等の運営法人、所属及び登録したチーム員（以下「登録チーム員」という。）にその旨通知するものとする。

3 前項の通知を受けた登録チーム員は、災害福祉支援チーム員登録原票（様式1）（以下「登録原票」という。）を作成し、協議会に提出するものとする。

4 協議会は、登録チーム員に対し、災害福祉支援チーム員登録証（様式2）を交付するものとする。

(登録者名簿の管理)

第3 協議会は、登録原票を基に登録チーム員の名簿を作成し、管理するものとする。

2 登録チーム員は、登録原票の内容に変更が生じたとき、又はチーム員の登録を辞退するときは、登録事項変更等届出書（様式3）により、協議会に届け出るものとする。

3 協議会は、前項の届出があつたときは、登録者名簿を更新するとともに、必要に応じて登録区分の変更を行う。

(個人情報の取扱い)

第4 チーム員の登録情報は、チームの編成、派遣等を円滑に行うことを目的に収集し、収集した個人情報は、当該目的の範囲内で利用し、他の目的には使用しないものとする。

附 則

この要領は、平成29年9月12日から施行する。